

千葉市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、関係機関のネットワークの構築等に向けた定期的な協議の場として千葉市地域自立支援協議会（以下「協議会」と言う。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 相談支援事業の検証に関すること
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) 地域の課題への対応に関すること
- (6) 前号に掲げるもののほか必要な事項

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は選任する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 教育・雇用機関関係者
- (5) 障害者団体関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

2 協議会に、地域部会及び運営事務局会議を置く。

3 前項に定める地域部会及び運営事務局会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、相談支援事業者の中から委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は協議会の議長となり、議事を整理する。

3 地域部会及び運営事務局会議は、会長が指名する委員によって適宜開催するものとし、会議の座長は会長が指名した者が行う。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門的な事項を調査、研究等する必要がある場合は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、会長が指名する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の関係者は、協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会及び運営事務局会議の事務局は、千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課に置く。

2 地域部会の事務局は、相談支援事業者に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

2 当初に委嘱される委員の任期については、第4条の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。